

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、高知県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲が施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成27年9月30日から適用する。

なお、高知県知事と住宅金融公庫四国支店長との間で締結した平成16年2月9日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年9月30日

甲 高知県
高知県知事

乙 独立行政法人住宅金融支援機構
理事長